

報告第13号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議決を得た契約の変更について、裏面調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年7月10日

提出者 足立区長 近藤 弥生

議決を得た契約の変更調書

議案 番号	当初契約年月日 (変更年月日)	件名 [契約の相手方]	金額変更(円)		増減率 (%)	工期変更		変更理由
			①議決金額	②変更後金額		①議決工期	②変更後工期	
72	26. 6. 19 平成26年 第2回足立区 議会定例会で 承認72号	桑袋大橋耐震補強等工事 [大和小田急・新井 建設共同企業体]	① 318, 210, 120					
131	26. 12. 22 平成26年 第4回足立区 議会定例会で 承認131号		② 409, 336, 200		28. 64%			(1) 深淺測量の結果、土砂が計画河床高よりも堆積しており、また、軟弱地盤により掘削勾配が変わり掘削範囲も広がったため、浚渫土量が増加し、掘削方法と作業船数を変更する。 (2) 河川管理者との協議により、仮設基礎コンクリートの撤去等が必要となったため、撤去工事等を追加する。
	(処分日) 27. 6. 23 (契約変更日) 27. 6. 23		③ 91, 126, 080					
			② 409, 857, 840		0. 13%			(1) 現場確認により伸縮装置の不具合が判明したため、舗装の現況に合わせて交換する。 (2) 現場精査により防水シートの撤去や交通誘導員等の数量を変更する。
			③ 521, 640					